

教えて！土手内さん

2021年 4月号

～固定資産縦覧帳簿の縦覧制度～

4月に入り、令和3年度が始まりました。もう間もなくすると、各市町村(東京23区内の場合は都税事務所)から、令和3年度分の固定資産税の課税明細書が送られてくることと思います。

この課税明細書は確定申告で必要となりますので、大切に保管しておいてください。

ところで、固定資産税の課税明細書には、固定資産税が課税されている土地・家屋の価格(評価額)等の情報が記載されていますが、これを見て、自分の土地や家屋の価格(評価額)が適正なのか、疑問に思ったことはないでしょうか。

地方税法第416条の規定には、固定資産税の納税者が固定資産縦覧帳簿を見ることで、自分の土地や家屋の評価と他の土地や家屋の評価を比較することができる、固定資産税縦覧帳簿の縦覧制度という制度があります。

令和3年度は3年に一度の評価の見直しの年になります。この機会にご自分の土地・建物の評価が近隣の土地・建物と比較して適正かどうか、確認してみたいかがでしょうか。

なお、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、文書を以て各市町村の固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。



※令和3年度に限り、土地の固定資産税の負担軽減措置がとられることとなりました。

令和3年度から3年間の土地の固定資産税は、全国的に地価が上昇していた令和2年1月1日の地価公示を基にした評価額で課税されることになっています。

しかし新型コロナウイルス感染禍での税負担を軽くするため、評価額が上昇した場合には、令和3年度の1年間に限り、税額が据え置かれることとなりました。

なお、この軽減措置は、住宅用地や農地などを含む、すべての土地が対象となります。



税理士法人
土手内総合事務所